

## 教界ニュース

# 原子力事故 メーカーにも責任

## 原賠法の違憲性問い合わせ 東京地裁に提訴へ



原発輸出問題などについて発題するパネリストら

「なぜ原子力事故の責任をその原子力事業者のみに負わせ、原発メーカーは責任を問われないのであるか?」…そんな問題意識訴訟の会長／渡辺

# 牧師ら原告1万人目指し訴訟団公募

原発輸出問題などについて発題するパネリストら  
が10月19日、東京・新宿区信濃町の日基督教団信濃町教会で開かれた。同会を立ち上げ、訴訟を起こすきっかけは、モンドル、台湾、韓国、北米、ドイツ、その他諸国の反原発市民有志と連帯する国際ネットワーク「No Nukes Asia Actions (NNAAs)」結

成の記者会見で、同事務局長の崔勝久氏が島弁護士から日本の「原子力損害賠償法(通称・原賠法)」に関する講演を聞いたことから。その問題点は、原子力損害賠償する責任を負わない(4条1項)、

製造物責任法なども適用されない(4条3項)と規定されていること。訴訟では、この原賠法が違憲・無効であることを最高裁で勝ち取ると共に、原発メーカーを免責する法律の無効を主張する訴訟運動を世界に広め、原発のない世界を実現するひだ。

講演で島弁護団長は、「原賠法は『原子力事業の健全な発達』と名記された目的の下に損害賠償の方法が決められ、メーカーは責任を負わなくていい」という。本来、責任を負うべきものが免責と決められていることは、本当に稀なケース。相当強い意思が反映された法

信夫、弁護団長／島昭宏)。同会は原告参加を国内外に呼びかけ、事故を起した福島第一原発1~4号機の原発炉へメーカーであるGE、東芝、日立を相手にこの冬、東京地方裁判所に提訴する準備を進めている。弁護団の弁護士は21人。それに先立ち、シンボジウム「原発輸出を考える」(同会主催)が10月19日、東京・

新宿区信濃町の日基督教団信濃町教会で開かれた。同会を立ち上げ、訴訟を起こすきっかけは、モンドル、台湾、韓国、北米、ドイツ、その他諸国

の反原発市民有志と連帯する国際ネットワーク「No Nukes Asia Actions (NNAAs)」結成の記者会見で、同事務局長の崔勝久(NNAAs事務局長)の各氏らによるパネルディスカッションがあり、参加者と質疑応答した。

「法律だ」と指摘。「法律が明らかに不合理で正義が存在しない場合、やはり憲法を振り所とするのが基本だ。メーカーの免責は日本国憲法14条、29条、32条に反すると主張できる。さらに、我々は13条、25条から導かれる『原子力の恐怖から免れて生きる権利』の侵害を主張していく予定だ」と語った。

その後、渡辺、島、満田夏花(国際環境NGO「FoE Japan」理事)、崔勝久(NNAAs事務局長)の各氏らによるパネルディスカッションがあり、参加者と質疑応答した。

【中田 朗】

同会では提訴に向け、

1万人を目標に原告を募っている。原告には福島第一原発事故による精神的ショックを受けた人々が誰でも参加できる。海外からの歓迎。費用は年間2千円。サポート一希望者は年間一口千円。申し込みはURL <http://ermite.just-size.net/makersoso/>。